

# 北薩感染症情報

2020年第25週(6月15日～6月21日)

【問い合わせ先】〒895-0041 薩摩川内市隈之城町228番地1  
北薩地域振興局保健福祉環境部(川薩保健所)健康企画課  
電話 0996-23-3165 FAX 0996-20-2127  
E-メール [kita-kenkou-shippei@pref.kagoshima.lg.jp](mailto:kita-kenkou-shippei@pref.kagoshima.lg.jp)

## 川薩・出水保健所における定点報告疾患

◎: 警報発令中    ○: 注意報発令中

定点種別	対象疾患	警報レベル			注意報レベル	川薩保健所管内					出水保健所管内				
		開始基準値	終息基準値	基準値		前週報告数(人)	今週報告数(人)	定点報告数	前週からの増減	警報注意報	前週報告数(人)	今週報告数(人)	定点報告数	前週からの増減	警報注意報
内科・小児科 定点	インフルエンザ	30.0	10.0	10.0	-	-	-	→	-	-	-	-	→	-	
小児科定点	RS	-	-	-	-	-	-	→	-	-	-	-	→	-	
	咽頭結膜熱	3.0	1.0	-	3	2	0.50	↓	-	3	3	1.00	→	-	
	A群溶血性 レンサ球菌咽頭炎	8.0	4.0	-	11	10	2.50	↓	-	15	12	4.00	↓	-	
	感染性胃腸炎	20.0	12.0	-	7	3	0.75	↓	-	2	1	0.33	↓	-	
	水痘	2.0	1.0	1.0	-	-	-	→	-	1	-	-	↓	-	
	手足口病	5.0	2.0	-	1	-	-	↓	-	1	-	-	↓	-	
	伝染性紅斑	2.0	1.0	-	-	-	-	→	-	-	-	-	→	-	
	突発性発疹	-	-	-	7	4	1.00	↓	-	2	-	-	↓	-	
	ヘルパンギーナ	6.0	2.0	-	18	23	5.75	↗	-	-	-	-	→	-	
	流行性耳下腺炎	6.0	2.0	3.0	-	-	-	→	-	-	-	-	→	-	
眼科定点	急性出血性結膜炎	1.0	0.1	-	-	-	-	→	-	/	-	/	/	/	
	流行性角結膜炎	8.0	4.0	-	1	1	1.00	→	-	/	-	/	/	/	
基幹定点	細菌性髄膜炎	-	-	-	-	-	-	→	-	-	-	-	→	-	
	無菌性髄膜炎	-	-	-	-	-	-	→	-	-	-	-	→	-	
	マイコプラズマ肺炎	-	-	-	-	-	-	→	-	-	1	1.00	↗	-	
	クラミジア肺炎	-	-	-	-	-	-	→	-	-	-	-	→	-	
	感染性胃腸炎 病原体がロタウイルスに限る	-	-	-	-	-	-	→	-	-	-	-	→	-	
インフルエンザ 入院報告	-	-	-	-	-	-	→	-	-	-	-	→	-		
報告数合計		-	-	-	48	43	/	↓	/	24	17	/	↓	/	
<p>&lt;注意報・警報&gt; ・川薩保健所管内 なし ・出水保健所管内 なし</p> <p>&lt;全数報告&gt; ・川薩保健所管内 結核(患者1人), カルバペネム耐性腸内細菌感染症(患者1人) ・出水保健所管内 百日咳(患者1人)</p> <p>&lt;インフルエンザ様疾患による学級閉鎖等&gt; ・川薩保健所管内 なし ・出水保健所管内 なし</p>															
○ 第25週報のトピックス															
○ 厚生労働省ホームページ掲載「新型コロナウイルスに関するQ&A」が6月13日に更新されました。															
○ 6月21日(日)～6月27日(土)はハンセン病問題を正しく理解する週間です。															

定点種別	疾病	警報/終息基準値	注意報基準値	川薩保健所管内推移 (定点報告数) 基幹定点(報告数掲載)									
				16週	17週	18週	19週	20週	21週	22週	23週	24週	25週
内科・小児科 定点	インフルエンザ	30.00/10.00	10.00	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小児科定点	RSウイルス感染症	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	咽頭結膜熱	3.00/1.00	-	1.00	0.25	1.25	-	0.25	0.25	1.25	1.25	0.75	0.50
	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	8.00/4.00	-	2.50	1.25	0.50	1.50	0.50	3.50	3.50	3.25	2.75	2.50
	感染性胃腸炎	20.00/12.00	-	0.75	0.50	0.50	0.75	1.75	0.75	1.50	4.00	1.75	0.75
	水痘	2.00/1.00	1.00	0.50	-	-	0.25	0.25	-	-	-	-	-
	手足口病	5.00/2.00	-	-	-	-	-	-	-	-	0.25	0.25	-
	伝染性紅斑	2.00/1.00	-	0.50	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	突発性発疹	-	-	0.50	0.25	0.75	0.50	0.25	-	0.50	1.75	1.75	1.00
	ヘルパンギーナ	6.00/2.00	-	-	-	-	-	-	-	0.25	1.75	4.50	5.75
眼科定点	急性出血性結膜炎	1.00/0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	流行性角結膜炎	8.00/4.00	-	1.00	1.00	-	1.00	1.00	-	-	2.00	1.00	1.00
基幹定点	細菌性髄膜炎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	無菌性髄膜炎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	マイコプラズマ肺炎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	クラミジア肺炎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	感染性胃腸炎 病原体がロタウイルスに限る	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

定点種別	疾病	警報/終息基準値	注意報基準値	出水保健所管内推移 (定点報告数) 基幹定点(報告数掲載)									
				16週	17週	18週	19週	20週	21週	22週	23週	24週	25週
内科・小児科 定点	インフルエンザ	30.00/10.00	10.00	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小児科定点	RSウイルス感染症	-	-	1.67	1.67	2.67	0.33	0.33	-	-	-	-	-
	咽頭結膜熱	3.00/1.00	-	0.67	-	0.67	0.33	1.33	0.33	0.67	2.33	1.00	1.00
	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	8.00/4.00	-	3.67	2.67	0.33	0.67	1.67	1.33	2.00	2.67	5.00	4.00
	感染性胃腸炎	20.00/12.00	-	1.33	1.00	1.33	-	1.00	-	-	1.00	0.67	0.33
	水痘	2.00/1.00	1.00	0.33	0.33	-	1.00	0.33	0.33	0.33	-	0.33	-
	手足口病	5.00/2.00	-	-	-	-	-	0.33	-	0.33	-	0.33	-
	伝染性紅斑	2.00/1.00	-	-	-	0.33	-	-	-	0.33	-	-	-
	突発性発疹	-	-	0.33	-	0.67	0.67	-	-	0.67	1.00	0.67	-
	ヘルパンギーナ	6.00/2.00	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
基幹定点	細菌性髄膜炎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	無菌性髄膜炎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	マイコプラズマ肺炎	-	-	-	1.00	-	-	-	-	-	-	-	1.00
	クラミジア肺炎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	感染性胃腸炎 病原体がロタウイルスに限る	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(警報・注意報) 対象なし

※ **新型コロナウイルスの参考資料**（厚生労働省ホームページ）

○ **新型コロナウイルスに関する情報**

【新型コロナウイルス感染症】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

【国民の皆様へ】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00094.html#yobou](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html#yobou)

【一般の方向け】 6月19日更新

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryoudenguefeverqa00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoudenguefeverqa00001.html)

【企業の方向け】 6月16日更新

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryoudenguefeverqa00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoudenguefeverqa00007.html)

【医療機関・検査機関向け】 6月5日更新

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryoudenguefeverqa00004.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoudenguefeverqa00004.html)

【労働者の方向け】 6月16日

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryoudenguefeverqa00018.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoudenguefeverqa00018.html)

【新型コロナウイルス対策の基本方針】 2月25日時点

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000599698.pdf>

【関連業種の方向け】 4月15日更新

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryoudenguefeverqa00018.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoudenguefeverqa00018.html)

【新型コロナウイルス感染症に対する感染管理】 改訂2020年5月20日

<https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/2019nCoV-01-200427.pdf>

【新型コロナウイルス感染症診療の手引き第2版】 5月18日

[https://www.kyoto.med.or.jp/covid19/pdf/corona\\_guidance.pdf](https://www.kyoto.med.or.jp/covid19/pdf/corona_guidance.pdf)

【鹿児島県 新型コロナウイルス感染症に関する情報】

<https://www.pref.kagoshima.jp/ae06/kenko-fukushi/kenko-iryokansenkansensho/coronavirus.html>

【布マスクの洗い方（経済産業省、厚生労働省）】

<https://www.watch.impress.co.jp/docs/news/1242337.html>

【新型コロナウイルス感染症に関する清掃・消毒について】

2020年2月4日 東京都 ホームページ

<http://idsc.tokyo-eiken.go.jp/assets/diseases/respiratory/ncov/disin.pdf>

【～妊婦の方々へ～ 厚生労働省】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_10653.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10653.html)

# 「新しい生活様式」の実践例

## (1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、**できるだけ2m（最低1m）**空ける。
  - 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
  - 外出時や屋内でも会話をするとき、**人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する**。ただし、**夏場は、熱中症に十分注意する**。
  - 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。  
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
  - 手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に洗う**（手指消毒薬の使用も可）。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

## 移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

## (2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに**手洗い・手指消毒**  咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に）  身体的距離の確保
- 「**3密**」の回避（**密集、密接、密閉**）
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅療養



## (3) 日常生活の各場面別の生活様式

### 買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

### 娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは、十分に人との間隔を  
もしくは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

### 公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

### 食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

### イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

## (4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務  時差通勤でゆったりと  オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン  対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成



～ 換気機能のない冷暖房設備を使っている商業施設等の皆さまへ ～

## 熱中症予防に留意した 「換気の悪い密閉空間」を 改善するための換気の方法

換気機能のない冷暖房設備（循環式エアコン）※<sup>1</sup>しか設置されていない商業施設等の場合、外気温が高いときに、必要換気量を満たすための換気（30分ごとに1回、数分間窓を全開にする）※<sup>2</sup>を行うと、ビル管理法で定める居室内の温度および相対湿度の基準（28℃以下・70%以下）※<sup>3</sup>を維持できないときがあります。

新型コロナウイルス感染症のリスク要因の一つである「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気と、熱中症予防を両立するため、以下の点に留意してください。

### 窓を開けて換気する場合の留意点

- 居室の温度および相対湿度を28℃以下および70%以下に維持できる範囲内で、2方向の窓を常時、できるだけ開けて、連続的に室内に空気を通すこと※<sup>4</sup>。
  - この際、循環式エアコンの温度をできるだけ低く設定すること。
  - 1方向しか窓がない場合は、ドアを開けるか、天井や壁の高い位置にある窓を追加で開けること。
- 居室の温度および相対湿度を28℃以下および70%以下に維持しようとする、窓を十分に開けられない場合は、窓からの換気と併せて、可搬式の空気清浄機を併用※<sup>5</sup>することは換気不足を補うために有効であること。

### 空気清浄機を併用する際の留意点

- ◆ 空気清浄機は、HEPAフィルタによるろ過式で、かつ、風量が5m<sup>3</sup>/min程度以上のものを使用すること。
- ◆ 人の居場所から10m<sup>2</sup>(6畳)程度の範囲内に空気清浄機を設置すること。
- ◆ 空気のおよみを発生させないように、外気を取り入れる風向きと空気清浄機の風向きを一致させること※<sup>6</sup>。

熱中症の予防のためには、こまめな水分補給や健康管理など※<sup>7</sup>にも留意が必要です。

## 参考

### 換気機能を持つ冷暖房設備（空気調和設備）がある建築物の場合

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル管理法）における**空気環境の調整に関する基準**に適合するように**外気取り入れ量などを調整**することで、**必要換気量（一人あたり毎時30m<sup>3</sup>）**※2を確保しつつ、居室の温度および相対湿度を**28℃以下および70%以下**※3に維持してください。

#### ビル管理法における空気環境の調整に関する基準（抜粋）

項目	基準
二酸化炭素の含有率	100万分の1000以下（= 1000 ppm以下）
温度	1. 17℃以上28℃以下 2. 居室における温度を外気の温度より低くする場合は、その差を著しくしないこと。
相対湿度	40%以上70%以下

※ 1 エアコン本体に屋内空気の取り入れ口がある（換気用ダクトにつながっていない）エアコンは、室内の空気を循環させるだけで、外気の取り入れ機能はないことに注意してください。

※ 2 換気の方法の詳細については、リーフレット「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法を参照してください。

URL: <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000618969.pdf>



※ 3 ビル管理法で定める居室内の温度および相対湿度の基準（28℃以下・70%以下）を維持していれば、軽作業を連続で行う場合の熱中症予防の基準値（暑さ指数（WBGT値）29℃）を超えることはありません。

※ 4 窓を開ける幅は、居室の温度と相対湿度をこまめに測定しながら調節してください。また、窓を開けるときは、防犯などにも配慮してください。

※ 5 空気清浄機は、換気を補完する目的で使用するものですので、窓を閉めて空気清浄機だけを使用しても十分な効果は得られないことに留意してください。

※ 6 間仕切りなどを設置する場合は、空気の流れを妨げない方向や高さとするか、間仕切りなどの間に空気清浄機を設置するなど、空気がよどまないようにしてください。

※ 7 熱中症予防対策の詳細については、リーフレット「新しい生活様式における熱中症予防行動」を参照してください。

URL: <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000635213.pdf>

